

令和元年 第6回

苓北町農業委員会総会会議録

令和元年第6回 荅北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和元年6月5日(水)
午前9時30分から午前10時37分

2. 開催場所 荅北町役場2階庁議室

3. 出席者
(農業委員)

1番 荒木 義孝 2番 小野 三幸

3番 坂西 庄三 4番 山下 正道

5番 平井 多貴子 6番 塚田 修彦

7番 大仁田 金次

4. 本日の欠席委員 (0名)

5. 議事日程

日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について

日程第2. 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3. 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第4. 議案第7号 農用地利用集積計画の認定について

日程第5. 議案第8号 非農地判断について

日程第6. その他

6. 総会書記(農業委員会事務局職員)

事務局長 宮崎良成 局長補佐 瀬形茂 主事 酒井俊和

7. 会議の概要

1. 開 会

開会 午前9時30分

事務局

おはようございます。定刻となりましたので、只今から令和元年第6回の農業委員会総会を開会致します。
まずは、大仁田会長からご挨拶をお願い致します。

大仁田会長

皆さん、おはようございます。

天気がいいのに会議と言うことで、大変恐縮しておりますが、令和という新しい元号に変わって、2ヶ月目に入りました。アメリカのトランプ大統領でさえ祝福に来日され、世界が注目しているのかなと感じております。全国農業委員会会長大会に27日から東京都文京区のシビックホールでありまして、私も参加してきたところです。

熊本県からは85名参加を致しました。1日目は全国の会長会議でしたが、日程に従って開催されたところです。2日目は茨城県の茨城町に行きまして、そこの総合直売所を見学してきました。茨城は東京に近いということで、所得の高い人が多いのではと感じたところです。午後からは茨城町の農業委員会を訪ねてきました。

全国でも表彰を受けるほどの委員会でした。その取り組みについて勉強をしてきたところです。3日目は埼玉県でスマート農業について視察を行いました。自動運転の実演も見てきました。今のところ普及していないが、将来は爆発的に普及するのではないかと説明を受けてきました。労働力不足に役立つと思われます。

いい勉強をさせて頂きました。1日目の夜は県出身の代議員と懇談会が開催されました。私が一番感じたのは、九州、天草は遠いと感じました。将来は運送費を補助してもらえないか、食糧自給率を上げるためには、地方が頑張らないといけないと思いますが、実際は運送費の負担は農家で賄っています。次年度でも代議員へお願いしたいと思えます。以上で報告とさせて頂きます。

事務局

はい、ありがとうございました。

本日は、全員出席でございます。

出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は大仁田会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願い致します

議長

はい、それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご意義ございませんか。

(はい。の声あり)

それでは、3番の坂西庄三委員さんと6番の塚田修彦委員さんをお願いを致します。

本日の会議書記には、農業委員会事務局の宮崎氏、瀬形氏、酒井氏を指名致します。

議長

それでは、日程第2、議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。
事務局に説明を求めます。

事務局

はい、2ページをお開きください。日程第2、議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。令和元年6月5日 苓北町農業委員会 会長 大仁田金次。

3ページをお開き願います。整理番号1の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、苓北町都呂々の田3筆、面積は、1,468㎡です。

場所については、4ページから5ページに図示しております。町道多々羅2号支線沿いになります。

権利の種類は、売買による所有権移転。申請理由は、経営規模を拡大するためです。議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号1につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

塚田委員

はい。本件につきましては、私が担当委員となっております。申請人は親戚関係になるようです。譲渡人が高齢のため早く処分したいと言うことです。譲受人も高齢ですが、後継者が近くにいるため今回の申請となったようです。申請地につきましては、現在借地となっておりますが、今回の申請にあわせて、合意解約をされています。

議長

この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。
ございませんか。

(ありません。の声あり)

無いようでございますので、整理番号1について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可することに致します。

議 長

それでは、日程第3、議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。
事務局に説明を求めます。

事務局

はい、6ページをお開きください。日程第3、議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。令和元年6月5日 苓北町農業委員会 会長 大仁田金次。

7ページをお開き願います。整理番号1の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、苓北町志岐の畑1筆、面積は、274㎡です。

転用の目的は、個人住宅です。

権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は、「譲受人は、借家住まいをしているが、老朽化により不具合が生じているため新築するための土地を探していた。申請地は生産性が低く、親族が所有する土地であるため転用申請に至った次第である。他に代替となる土地もないことから、申請地を個人住宅として転用したい。」ということです。

申請地は、8ページから9ページをご覧いただきたいと思います。が、場所は役場裏の駐車場付近になります。審議の要点につきましては、記載のとおりであり、適当であると判断しております。また、申請箇所は農業振興地域内の農用地区域外であり、農地区分は苓北町役場の半径300m以内にある農地という理由から、第3種農地と判断しております。以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号1につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

大仁田会長

はい。本件につきましては、私が現地確認を行いました。申請地は役場敷地に隣接しており、周囲もすでに住宅地となっています。許可の条件を満たしていると思いました。

議 長

この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。
ございませんか。

小野委員

申請地の隣に小屋がありますが、申請はされていますか。

事務局

以前200㎡未満の農業用施設として不要許可転用届けが提出されています。

議 長

他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。
ございませんか。

(ありません。の声あり)

無いようでございますので、整理番号1について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可相当として県知事に意見書を送付致します。

議 長

日程第4、議案第7号 農用地利用集積計画の認定についてを議題と致します。事務局に説明を求めます。

事務局

はい、10ページをお開きください。日程第4、議案第7号 農用地利用集積計画の認定について、農業経営基盤強化促進法に基づき別紙のとおり苓北町農用地利用集積計画書を作成し、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により認定を求められたので附議する。令和元年6月5日 苓北町農業委員会 会長 大仁田金次。

11ページをお開きください。農用地利用集積計画総括表の左側が今回の分になります。

利用権設定の新規が1件ございます。

面積は田1筆 898㎡です。明細は12ページに記載しています。

続きまして、利用権設定の再設定が12件ございます。

事務局

面積は田3筆 1,745㎡。畑9筆 38,103㎡、計39,848㎡です。明細は13ページから14ページに記載しています。

利用権の設定を受ける者、利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間につきましては、それぞれ議案記載のとおりです。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声)

無いようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、議案第7号は原案どおり認定することに致します。

議長

続きまして、日程第5、議案第8号 非農地判断について、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、15ページをお開きください。日程第5、議案第8号 非農地判断について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について附議する。令和元年6月5日 苓北町農業委員会 会長 大仁田金次。

この判断は農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について審議していただくものです。

今回16ページの年柄の農地1件について個人申請があったため、令和元年5月17日大仁田会長及び事務局職員で現地調査を行っております。

位置図及び字図につきましては17ページから18ページに図示しております。場所は町道十の久保線と上櫓木線の交わった三叉路付近になります。調査の結果につきましては、19ページに記載をしております。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

大仁田会長

この件については、私が担当委員として、現地確認を行いました。19ページに調査員の意見がありますので説明します。当該地については、野菜畑等として利用されていた土地であるが、長年にわたり耕作されていないため、草や木が生い茂り荒廃している。現状から、「その土地を農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難である」。ため「非農地」として取り扱うことが適当であることを確認し、調査を終了した。非常に勾配の厳しい土地でありました。機械も入らない、人がやっと通られる場所でした。

議長

この件につきまして他にご意見のある方は挙手をお願い致します。

平井委員

場所を見ていないので、よく分かりませんが、普通の畑だったら大木があっても、元に戻した記憶があります。少々荒れていても意欲があればどうにかなるんですけど、やむを得ないと思います。

議長

図面上では、道路に面していますが実際は法になっているため、道路から直接進入する事はできず、平らなところはほとんどありません。もし、誰かが借りるにしても条件が良くないと借りる人がいませんので、ここは無理だと思います。

議 長

この件につきまして他にご意見のある方は挙手をお願い致します。

(ありません) の声あり

無いようでございますので、調査対象の1件につきまして、農地に該当しないということでございます。この判断につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので調査対象の1件の農地につきましては原案どおり農地には該当しないということに決定を致します

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局

事務局からその他事項がございます。

1. 田畑売買価格等に関する調査について
2. 平成30年度点検評価及び令和元年度活動計画について
3. 町長と苓北町認定農業者との座談会の開催について
4. 農地利用最適化推進大会について
5. 農地等の最適化の推進について

次回、令和元年第7回総会は、令和元年7月8日(月)午前9時30分から庁議室で開催する予定です。事務局からは以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。皆様から他に何かございましたら、挙手をお願い致します。

(ありません。の声あり)

議 長

無いようでございます。

農業委員会の議題は以上でございます。

以上をもちまして、令和元年第6回総会を閉会致します。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

閉会 午前10時37分

会 長

署 名 委 員

署 名 委 員
